

瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン 別冊資料

瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定又は変更にあたり、関係者の意見を幅広く反映するため、瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のための協議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の構成員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長の指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者を懇談会の会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、丸亀市市長公室政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。



旧善通寺偕行社（善通寺市）



旧金毘羅大芝居（琴平町）



桜（多度津町）



総本山善通寺
（善通寺市）



満濃池（まんのう町）



金刀比羅宮（琴平町）

表紙に使用した写真の紹介



瀬戸内海と高見島（多度津町）



Wダイヤモンド讃岐富士：飯野山（丸亀市）



丸亀城（丸亀市）



五重塔と赤レンガ倉庫
（善通寺市）



金刀比羅宮・桜馬場
（琴平町）



水辺の教室（丸亀市）



満濃池ゆる抜き（まんのう町）